

浪江町農業委員会総会議事録 (令和6年1月定例会)

1 開催日時 令和6年1月22日(月)午後1時30分から午後3時15分

2 開催場所 浪江町役場 2階 中会議室

3 出席委員(10人) 欠席委員(1人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(欠)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(11人)

浪江地区担当	川島 優	苅野地区担当	高田 秀光
幾世橋地区担当	安部 正之	津島地区担当	関場 健治
請戸地区担当	脇坂 薫		
請戸地区担当	荒川 勝己		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
大堀地区担当	桑原 泉		
大堀地区担当	小野田 浩宗		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	田中 静夫		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	2件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(賃借権設定)	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定)	1件
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(地上権設定)	1件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(所有権設定)	2件
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(賃借権設定)	1件
議案第7号	現況確認証明申請に対し審議の件	1件
議案第8号	浪江農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について	

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	渡邊 啓一
事務局係長	半杭 めぐみ

議長 それでは、只今より 1 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 10 名でございます。また、推進委員数は 11 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 1 番、原田委員および 12 番、若月委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。
議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件所有権移転 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
(議案書 1-1 ページ 1 番読み上げ)
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

荒川推進委員 はい、請戸の荒川です。
15 日の夕方に譲渡人の〇〇さんに連絡を取り、確認しました。
譲受人のほうは〇〇さんなんですけども、仕事が忙しくて対応できないということでお父さんのほうで全部請け負うってことだったので、確認を取ったんですけども、受け渡しの理由については、歳も歳なので息子に全て任せたいと思い申請に至ったということでした。〇〇地区なのでまだ基盤整備も何もできていない状況なので、誰に耕作してもらうってのは言えないんですけども、ほ場整備後にグループ等ができればそこに全て任せたいという答えでした。
何も問題は無いかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 1 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 1 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件所有権移転 2 番について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会

議規則第 18 条の規定により、○番○○委員の退席を求めます。

暫時休議いたします。

(○○委員退席)

再開いたします。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件所有権移転 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書 1-1 ページ 2 番読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、担当の横山推進委員が体調不良のため、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、横山推進委員からお預かりした内容を読み上げます。

15 日、5 時半に○○さんに電話をしましたが体調不良で電話に出ず、奥さんとお話をしました。○○さんが体調不良であることから、隣接地である○○さんに購入をしてほしいということでお話をしたそうです。同じく 15 日に○○さんには避難先が近くなので訪問しました。○○さんが体調不良ということを知り、田んぼが隣なのでお願ひを聞き入れましたというお話を伺ってきたということです。以上となります。

議長

事務局、地元推進委員の調査内容の事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 1 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 1 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

ここで、○番○○委員の入室を認めます。

暫時休議します。

(○○委員入室)

再開いたします。

つづきまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件賃

借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書 2-1 ページ 1 番読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、横山推進委員が体調不良により、事務局が横山推進委員の調査内容を預かっておりますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、横山推進委員からお預かりした内容を読み上げます。

〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんに電話で確認をしました。みなさんは役場の農林水産課から紹介されて土地を貸すことになったということで、申請内容に間違いはないということでお話を伺ったそうです。浪江の〇〇代表の〇〇さんには1月16日に電話でお話を伺ったそうです。浪江町役場を何度か訪問され、いろいろアドバイスを受けながら就農に向けて進めているということです。3人の農地所有者の方も役場のほうから紹介を受けたと。

今回会社を組織し、本社を〇〇に置き、株式会社として申請をしましたと。〇〇と行ったり来たりにはなりますけど、住宅も〇〇に借りたので自分が農作業に従事するというので聞き取りをしたそうです。以上となります。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

はい、3番。

山本委員

この2-5のところ農機具なんですけども、作付面積がかなり多いんですが、ひとつも購入というか、予定のところに書いてないんですけども、これ農機具はわかんないんですけど、通常このくらい会社でやるのであれば豆トラ一台とかあってもいいと思うんですが、確認はなかったんですか。予定だけど、一台も買わなくてあれなのかっていう。

事務局

3/4 事業を活用し、今後導入する予定です。小型の管理機などに関しては町の単独の補助なども相談を受けてるようですので、そういったのを活用しながら今後導入されるのかなというところで、現在確保しているのはまだないと伺っております。

山本委員　　これ全部新規で始める人は、予定でいいのかなというのをちょっと議論してもらいたいんですけども。

議長　　はい、ちょっと休議いたします。
（休議中）
先ほど3番から内容について、資料を見ながら確認をお願いしますということで、皆さんから休議中にご意見たまわりました。それではこれから再開したいと思います。はい、12番。

若月委員　　17ページに今後の農地取得計画で5年後には営農面積3haを目指しますと入ってんですね。で言葉がどうかかわからないですが、小型の作物を少量多品種でやっていくっていう計画で、まあ面積には関与しなくてもいいっていうことであればいいですが、もう少し発展的な、やっぱり計画で進めていただきたい。という意見があったということだけは繋いでおいてほしいと思います。

議長　　はい、12番から意見がありました。
それでは他に質疑が無いようなので採決に入りたいと思います。
採決は起立により行います。
議案第2号1番に賛成の委員の起立を求めます。
（起立多数）
起立多数であります。よって議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、
議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件使用貸借権設定1番、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件地上権設定1番及び議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件賃借権設定1番について、事務局の説明を求めます。

事務局　　説明いたします。（議案書3-1・4-1・6-1 ページ読み上げ）
本件は株式会社〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。
申請地の位置については6-9ページをご覧ください。ピンクで示されている箇所
で、農地の種類は農用地区域内農地です。12月の総会で〇〇氏の宅地周りの土地
での野立ての太陽光の申請が承認されましたが、そのすぐ西側の田んぼです。当
初、パネルの下でブルーベリーを栽培する計画で申請がありましたが、17日の現
地調査の際に、今回の計画がパネルの下以外の農地の利用計画が無いこと、排水
対策についての計画が定まっていなかったこと、獣害対策についての認識が不足
していることについて指摘があり、対応策などを示した資料を追加で提出するよ
う求めたところ、栽培する品目をヒサカキとシキミに変更するというので、資

料の提出がありました。本日差し替えの資料をお配りしています。一般基準の資力についての確認は、すべての農地転用の案件について、残高証明書等を提出いただき事務局で問題ないことを確認しておりますので、説明を省略させていただきます。当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、6-41 ページから設備の保守に関する契約書、6-48 ページからが調整状況報告書、6-53 ページが確約書、6-55 ページが当該地での収支計画書となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

本案件は、議案 3 号 1 番及び 4 号 1 番は当委員会が許可権者となりますが、議案 6 号 1 番は福島県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して進達いたします。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、担当の上野推進委員が体調不良のため事務局からお願いします。

事務局

はい、事務局から聞き取りをいたしました。

1 月 19 日に所有者の〇〇氏へ電話をしました。浪江へ帰還する予定はないので、土地を役立ててほしいと思い、ソーラーを設置することにしましたということです。栽培する品目などは全て〇〇〇に任せているということでした。浪江の土地は全て手放したいという意向をおっしゃっていました。株式会社〇〇〇に関しては、役員の〇〇氏へ連絡いたしました。現地調査での指摘事項については情報共有があったということで、土壌の対策や、獣害対策の柵をすると費用が掛かり、採算が取れなくなるので、ヒサカキに変更したということです。除草を徹底して管理するよう指導していく。〇〇氏はいわきに在住されているので、なかなかいわきから作業に通うのは難しいので、地元でやっていけるような体制は整備しているところであると。なにか問題があれば自分のほうにも連絡してほしいということをおっしゃっていました。株式会社〇〇〇に関しましては、代表の〇〇氏に先ほど電話が繋がりました、確認をとりました。太陽光と農業というふたつの事業で復興に貢献したいということです。基本的に〇〇〇に任せてますが、オプションで発電状況や、設備が適切に稼働しているかなどを把握できるシステムをつけて、不具合があると〇〇〇に確認させるような体制をとっていく計画であると。カメラで現場の様子がわかるようなものもオプションであるということなのでいろいろ検討しているというようなお話をしていました。

聞き取りは以上となります。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

柴野委員

はい、7番柴野です。

1月17日午前9時50分。事務局、原田委員、小澤委員、あと横山推進委員さんもいたと思います。〇〇様、〇〇様、行政書士の〇〇様立ち会いのもとで、一応現場を確認しまして、営農型太陽発電設備の農地に植え付けするというものでしたけども、〇〇様による説明をお聞きしまして、まず、問題点が鳥獣とか、サル、ハクビシン、カラス対策、水田のは場の面積全部を使用せず、一応小澤委員のほうから指摘されまして、その部分一部だけと、あと残りの面積は残すということでしたので、現地調査がまだできない状態、排水問題とかそういうことも把握してないと。それで最後に〇〇様が、自分ではハードルが高すぎんかななんて話だったもんですから、この人やる気あんのかなと私自身は思ひまして、ひと言話していったようですけども。その後は19日ですか、変更内容と、ヒサカキをやるというような形なんですけども、まず皆様のご審議のほうよろしくお願ひいたします。以上です。

議長

事務局、並びに地元推進委員に代わる調査内容、そしてまた現地調査委員の説明が終了いたしました。皆様からご審議をお願いしたいと思います。はい、9番。

中野委員

はい。状況報告の6-48~50、51と出てますけども、水利組合のほうには全然お話がありません。私受けてるのが連絡協議会通して受けてるだけで、水利組合のほうにはきておりません。ここはパイプライン地域でちゃんと柵まで入って今年度から水利料をいただくことになっておりますけども、ここはどのようにしたらいいのか、それでは困りますよね。そういう地元の話し合いもされておきませんので疑義を感じます。

議長

はい、その他にまだご意見、はい3番。

山本委員

あの、確認なんですけども、現地確認の時にはこのように、それでまあ、確認後にヒサカキになったと。そうすると現地確認の意味が全然なされてなくて、サカキだったら排水もう一度どうするのかとか、多分その時にはブルーベリーの話で多分現地確認されたかと思うんですが。このようなことはいいのかなっていうのが一番の疑問なんですけども。通常、現地確認はその作物つくるってことで現地確認されてると思うんですけども、そういうようなことでは現地確認の意味がなされていないんで今回はちょっと保留ではないのかなと私は思うんですが、どうでしょうか。

議長

はい。保留という意見が出ましたが、その他にはなにかございせんか。はい、

12 番。

若月委員

はい、私の〇〇のすぐ近くの案件なんで状況がわかりますが、今 3 番委員から出たように、栽培品目が現地調査の時点で、コロコロ変わるなんの計画性も一貫性もないわけよ。したがって毎回こういう案件ちらちら聞いてはいますが、太陽光発電業者が農地を借りるんじゃなくて、もう買ってでもやるというようなケースが徐々に出てきているような感じがしますから、特にこういうケースは、やはりあの、営農計画をきちっと農業委員会なり、みなさんに地元の近隣の農家にも納得させるような計画性を持って再提出というような意見として、私は保留に準ずるわけですが、そのような気がします。

議長

はい。休議いたします。

(休議中)

それでは再開いたします。

農業委員会の皆様に議案の送付、推進委員の皆さんにも議案の送付した内容と、現地調査においていろんな意見があって、その中においても送付された内容にたい、書類の不備等においては調整してきたということではありますが、本審議に当たって事業計画の内容が変わってきていると。いうことになったことについては、やはりあの、計画の不備ということで、継続審議でもよろしいですか。

(異議無し)

はい、それでは継続審議といたします。

つづきまして、議案第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件所有権移転 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 5-1 ページ 1 番読み上げ)

申請地の位置について 5-9 ページをご覧ください。都市計画用途地域内で第 3 種農地となりますので、立地基準は問題ありません。

5-10 ページの公図でピンクの箇所が申請地である畑で、青で囲まれている宅地が併用地です。次のページに土地利用計画図がありまして、16 世帯が入るアパートを建設する計画となっております。

周辺への影響等、一般基準についても特段問題はないと考えられます。本案件は、3000 m²以下の非線引き用途地域内農地の事案ですので当委員会が許可権者となります。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 はい、浪江地区担当の川島です。
1月17日に譲渡人の〇〇さんと電話でお話をしました。ここは相続した土地で自分自身が住んでいたわけではないそうなのですが、売却をしたいという希望で不動産会社に依頼をしていたところ、今回の移転先が決まって今回の申請に至ったということを知っております。
1月18日に譲受人の〇〇さんと電話をすることができました。仲介は〇〇〇さんということでした。投資物件ということで、建物と管理については遠方ということもあって、〇〇〇さんですかね、のところに受任してますということでした。以上です。よろしくお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

原田委員 はい、1番原田です。
1月17日に、柴野委員、小澤委員、川島推進委員と事務局と現地調査をしてまいりました。先ほど事務局から説明あった通りです。あと地元推進委員からの説明の内容となっております。内容はこの、貸し住宅、駐車場、物置の不動産投資という転用になりますが、転用する農地の周囲は農地がないという状態です。ただ、いわゆる他の農地の分断、さらには日照に関する支障はないと考えます。特に問題は無いかと思われませんが、皆様のご審議のほうよろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第5号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第5号1番に原案のとおり承認を与えます
つづきまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書5-1 ページ 2番読み上げ)
申請地の位置について5-21、5-22ページをご覧ください。5-22ページの公図でピンクの箇所が申請地である畑で、青で囲まれている宅地が併用地です。都市計画用途地域内で第3種農地となりますので、立地基準は問題ありません。次のページに土地利用計画図がありまして、10世帯が入るアパートを建設する計画となっております。5-26ページをご覧ください。こちらの顛末書に記載されている通

り、現場は進入路や庭として長年利用されてきており、原状回復は困難な状況であるため、現状のまま売却したいということです。周辺への影響等、一般基準についても特段問題はないと考えられます。本案件は、3000㎡以下の非線引き用途地域内農地の事案ですので当委員会が許可権者となります。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 はい、浪江地区担当の川島です。
1月17日に〇〇さんのところに電話をしました。ご本人がですね、耳が不自由ということで奥さんの〇〇様からお話を伺うことができました。今回の土地は、〇〇さんの実家にあたるということで震災前に相続はしていたそうなんですけども、本人ももう80を超えて、いわゆる終活の中で〇〇〇〇のところに売却を昨年依頼していたところ、今回決まって申請に至ったということをお伺いしています。1月18日に譲受人の〇〇さんとお電話でお話をすることができました。こちらもあの、投資物件ということで探していたところ、〇〇〇〇を経由して今回の土地をご紹介いただいたと。建物の建築と管理はすべて〇〇〇〇さんというところに受任していますということでした。以上です。お願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

原田委員 はい、1番原田です。
先ほどのいったメンバーで現地調査をしてまいりました。先ほど事務局、地元推進委員からの説明のとおりでありまして、不動産投資のための転用です。先ほどと似ていますが、周囲にほとんど農地がないといったところではありますが、転用する農地の北側に他の所有者の160㎡の小さな農地がひとつあるくらいというところで、その農地についても南側は駐車場になるため、農地として活用する場合については、支障はないというふうに考えられます。また、申請前にその申請農地を宅地の進入路として使用していたため、現地では農地には見えませんでした。そこは先ほど事務局のほうから説明があった通り、5-26ページに顛末書がありますが、その通りになっています。その他は特に問題はないかと思いますが、皆様のご審議のほうよろしく願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第5号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第5号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第7号現況確認証明申請に対し審議の件1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書7-1 ページ 1 番読み上げ)

申請地の位置について7-3 ページをご覧ください。赤で示されている箇所です。

差し替えでお配りしている資料をご覧ください。○-○は山林ですが、現場は○-○と一体化しておりました。現況確認証明申請に至った理由は、現況としては山林であり農地としては利用できないため、現況の地目に登記地目を合わせるための申請ということです。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、上野推進委員が体調不良のため、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、1月19日にですね、申請者である○○氏へ私のほうから電話をしました。申請地については、○○さんのお母さんの実家が○○でですね、お母さんが今回の申請地である○-○と隣接の○-○だけ相続をしたと。当時は○-○が防風林というかたちで○-○で畑で野菜などを作っていたそうなんですけども、その後お母さんができなくなってからはもう木が生い茂って○-○と○-○が一体化しているような状態になってしまったということです。筆の形がちょっと変わってますねということもお伺いしたんですけどどうしてこういうふうになっているのかはわからないというようなことをおっしゃっていました。以上となります。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

柴野委員

はい、7番の柴野です。1月17日、午前10時50分ですね、事務局、原田委員、小澤委員、横山推進委員のもとで○○様、○○様立会いのもとで登記地目変更の登記の件ですが、○○様が現地も確認していないと。現地写真だけで、航空からの写真だけで、現場の目印、ピンクのテープの位置部分が確認できないために、もう一度お願いしますということでお話してきました。そしてその部分も刈り払いも含めて山林のようになってますんで、刈り払いも、その部分部分だけでも刈

り払いしてくださいということで私のほうで指摘しまして、一応話してきました。一応あの、ピンクの位置の目印が不明のために、一応確認してくれということで、皆様のご審議のほうよろしく申し上げます。以上です。

議長 事務局、並びに現地調査委員の説明が終了いたしました。事務局より、追加資料の確認を説明願います。

事務局 はい、事務局です。
今日お配りしております、追加資料の現地調査写真の議案 7-1、一番後ろのところをご覧いただきたいと思います。17 日の現地調査の際は、○-○との境界が示されていなくてですね、非農地にする箇所がわからないということで再度指摘をしまして、19 日までに目印をつけるようにということで指導をした結果、19 日に作業されてまして、あの写真の通り黄色のテープが刺さってその周辺は少し刈ってあるような状態になっておりました。目印は、測量されて杭は打ってありましたことを報告いたします。

議長 はい、今、追加資料の説明がありました。事務局の資料をもう一度写真の場所を、よろしいでしょうか。

事務局 当日配布資料の現地調査の一番後ろです。

議長 それでは、事務局並びに地元推進委員に対する事務局の説明、並びに、現地調査委員の説明、並びに、当日追加資料で提供した資料で説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 7 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 7 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 8 号浪江農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 8-1 ページ 読み上げ)

変更箇所について、8-6 ページをご覧ください。○○地区及び○○地区のほ場整備事業において、地元から追加で事業を行いたいという意向があったことから、

今回4筆を農用地区域へ編入するものです。次の8-7ページからが〇〇地区の筆の図面で、8-11ページからは〇〇地区の図面です。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第8号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第8号1番に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。1月定例会を散会いたします。お疲れ様でした。

令和6年1月22日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後3時15分

議 長 _____

1 番 _____

12 番 _____